

輸出先国の規格・基準等に対応した技術開発等支援

支援対象者	民間団体等
対象品目	林産物
支援内容類型	<ul style="list-style-type: none">・ 輸出向けの商品開発や品種改良を行いたい・ 国際的な認証を取得したい

支援内容	(ソフト支援) ・輸出先国のニーズや規格・基準に対応した製品・技術開発や性能検査・実証に必要な経費		
申請要件	・特になし		
申請先	一般社団法人 日本木材輸出振興協会	公募時期	未定（令和4年2月以降に実施予定）

問合せ先：一般社団法人日本木材輸出振興協会

メール：ス：jwe@j-wood.org 電話：03-5844-6275

木材産業国際競争力・製品供給力強化緊急対策のうち
木材製品等の輸出支援対策 等

【令和3年度補正予算額 477,925千円】
 【令和3年度補正予算額（デジタル庁計上） 22,000千円】

＜対策のポイント＞

輸出に向けた木材製品の国際競争力強化のため、輸出も含めた販売力強化のための経営者層の育成や労働安全衛生対策の強化、輸出先国のニーズに対応した製品・技術開発、販路開拓、特用林産物の販売促進活動等を支援します。また、輸出先国への重点プロモーション活動等や木材の合法性確認の実態調査及び合法性確認システムの構築に向けた調査等を実施します。

＜事業の内容＞

1. 林業経営体・林業労働力強化対策

- ① 木材製品の国際競争力強化等を見据えた林業経営に関する研修等を行い、木材の有利販売や輸出等の課題に対応し得る経営者層の育成を支援します。
- ② 労働安全衛生装備・装置の導入、研修等を行い、林業労働力の確保に向けた安全で衛生的な職場づくりを支援します。

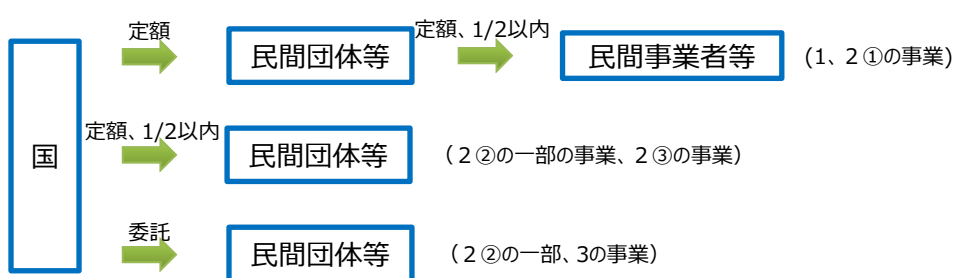
2. 木材製品等の輸出支援対策

- ① 輸出先国のニーズや規格・基準に対応した製品・技術開発や性能検査・実証を支援します。
- ② 付加価値の高い木材製品の海外販路構築のため、ターゲットとする輸出先国に応じた重点プロモーション活動を支援するとともに、輸出先国の木材製品等の利用状況や市場規模、相手国の規格規制等の調査やブランド化等を実施します。
- ③ 特用林産物の輸出促進に向け、輸出先国調査、SNS等を活用した情報発信等の販売促進活動を支援します。

3. 「クリーンウッド」利用推進事業

クリーンウッド法の定着実態調査、流通木材の合法性確認システムの構築に向けた調査及び生産国における木材流通やガバナンス状況を踏まえたリスク評価に向けた調査を実施します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

林業経営体・林業労働力強化対策



集合研修等により輸出等に必要な知見を提供



製品事業者との連携等、販売力強化に関する研修の実施



携帯圏外でもチャットやSOSが発信可能な装備

木材製品等の輸出支援対策



輸出先国の規格・基準に対応した性能検査



日本産木材製品の重点プロモーション



SNS等を活用した情報発信

「クリーンウッド」利用推進事業



【お問い合わせ先】

- (1の事業、2の③の事業) 林野庁経営課 (03-3502-8048)
- (2の①の事業) 林野庁木材産業課 (03-6744-2295)
- (2の②、3の事業) 林野庁木材利用課 (03-6744-2120)